

京都市公共下水道事業基金条例（平成29年3月17日京都市条例第28号）（上下水道局総務部経理課）

公共下水道事業に係る用地の取得，施設の整備その他の公共下水道事業の業務に必要な財源に充てるため，京都市公共下水道事業基金を設置することとしました。

この条例は公布の日から施行することとしました。

京都市公共下水道事業基金条例を公布する。

平成29年3月17日

京都市長 門川大作

京都市条例第28号

京都市公共下水道事業基金条例

(設置の目的)

第1条 公共下水道事業に係る用地の取得，施設の整備等を円滑かつ効率的に行うことにより，公共下水道事業の健全な運営に資するため，京都市公共下水道事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は，予算をもって定めるものとする。

(管理)

第3条 基金は，公営企業管理者（以下「管理者」という。）が管理する。

2 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 管理者は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を公共下水道事業の業務に必要な経費として，繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は，基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は，次に掲げる財源に充てる場合に限り，これを処分することができる。

- (1) 公共下水道事業に係る用地の取得に必要な財源
- (2) 公共下水道事業に係る施設の整備に必要な財源
- (3) 前2号に掲げるもののほか，管理者が適当と認める公共下水道事業の業務に必要な財源

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は，管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、第1条中「公共下水道事業に」とあるのは、「公共下水道事業（京都市特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道に係る事業を除く。以下同じ。）に」とする。

(上下水道局総務部経理課)